

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
日)のときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第一号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「科学捜査研究室」を「科学捜査研究所」に改める。

第十条の二の見出し中「科学捜査研究室」を「科学捜査研究所」に改め、

同条中「科学捜査研究室(以下「研究室」を「科学捜査研究所(以下「研究所」に改める。

第十三条の三中「三課」の下に「及び交通機動隊」を加える。

第十四条の二第四号を削る。

第十四条の三の次に次の一条を加える。

(交通機動隊の所掌事務)

第十四条の四 交通機動隊は、機動交通指導取締りに関する事務をつかさ

どる。

第十六条第一項中「研究室」を「研究所」に改める。

第十八条の見出し中「室長」を「所長」に改め、同条第一項中「研究室

に室長」を「研究所に所長」に、「あてる」を「充てる」に改め、同条第

二項中「室長」を「所長」に改める。

第十八条の二の見出しを「(隊長)」に改め、同条第一項中「機動隊」

の下に「及び交通機動隊」を加え、「あてる」を「充てる」に改め、同条

第二項中「機動隊」を「隊」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和五十三年二月一日から施行する。

(警察職員の定員の配分に関する規則の一部改正)
 2 警察職員の定員の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員
 員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中

科学捜査研究室

を

科学捜査研究所

に

交通指導
運転免許

課	2	3	6	14	30	55	2
課	3	1	4	4		12	31

を

交通指導課	1
運転免許課	3
交通機動隊	1

3	3	5		12	2
1	4	4		12	31
	3	9	30	43	

に改める。

(刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警察
 員等の指定に関する規則の一部改正)

3 刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警
 察員等の指定に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第
 一号)の一部を次のように改正する。

題名中「基く」を「基づく」に改める。

第二条第二号中「警備課、外動課、交通企画課、交通指導課、運転免

許課、機動隊、防犯課及び鑑識課」を「防犯課、鑑識課、警備課、外動
 課、機動隊、交通企画課、交通指導課、運転免許課及び交通機動隊」に
 改める。

(鳥取県警察国有物品管理規則の一部改正)

4 鳥取県警察国有物品管理規則(昭和四十年一月鳥取県公安委員会規則
 第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「機動隊」を「監察官、科学捜査研究所、機動隊、交
 通機動隊」に改め、同条第二項中「課長」の下に「監察官においては監
 察官、科学捜査研究所においては所長」を、「機動隊」の下に「及び交
 通機動隊」を加え、同条第三項中「機動隊」を「監察官、科学捜査研
 究所、機動隊、交通機動隊」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十条中「別表第一に定めるところにより物品出納簿」を「物品出
 納簿(様式第十二号)」に、「別表第二に定めるところにより物品供用
 簿」を「物品供用簿(様式第十三号)」に改める。

第二十一条中「様式第十二号」を「様式第十四号」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第8条関係)」に改める。

様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号(第9条関係)」に改める。

様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第9条関係)」に改める。

様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号(第10条関係)」に改める。

様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号(第10条関係)」に、「

課(察・校・署)長」を「課長」に改める。

様式第六号中「様式第六号」を「様式第六号(第10条、第13条、第14

条関係)」に、「課(察・校・署)長」を「課長」に改める。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の六の表の一等級の項第三号中「科学捜査研究室の室長」を「科学捜査研究所の所長」に改め、同表の二等級の項第三号中「科学捜査研究室の室長補佐」を「科学捜査研究所の所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年二月一日から施行する。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表の警察の警察本部の項二等級の欄中「室長」を削り、同項三等級の欄及び四等級の欄中「室長補佐」を削る。

別表第五の表の警察の項一等級の欄中「室長」を「所長」に改め、同項

二等級の欄中「室長補佐」を「所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年二月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年一月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の警察の警察本部の項中「室長」を「所長」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年二月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】